

令和7年5月15日		
資 料 提 供		
担 当 課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年4月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	1(1)
職員等	2(2)
計	3(3)

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	0
その他	0
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある所属では、外部の団体からの不正な請求をそのまま処理を行っている。 また、メンテナンスの必要な業務を放置している。	調査の結果、当該事実は、認められなかった。 また、今後は、日常点検を徹底し、安全確保に努めるよう指導した。
②	ある県立学校の職員の勤務態度に問題がある。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、 校長から当該職員に対して指導を行った。
③	ある市町村教育委員会の教頭会において、 当該教育委員会よりパワーハラスメントに該当する 疑いの発言があった。	所管外のため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 2 ① ③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ②
(3)調査を継続中としたもの	
(4)不受理としたもの	1 ③